

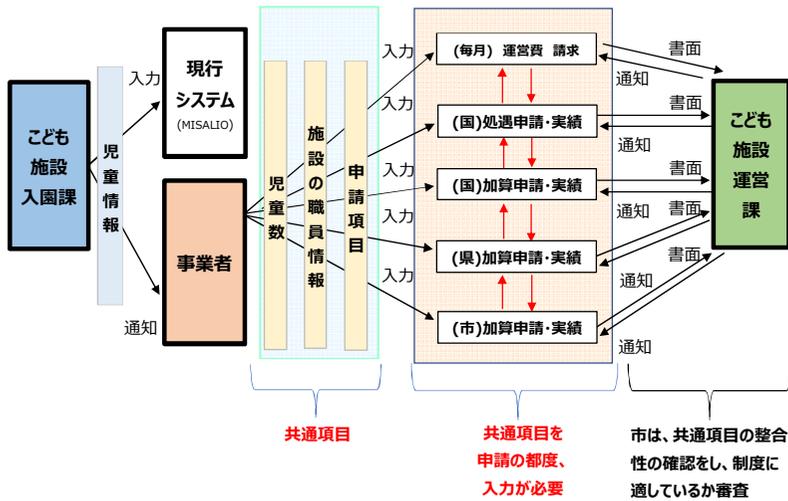
1 導入目的

施設型給付費等請求事務及び審査に係る事務負担が非常に大きいことから、保育施設・事業所（事業者）及び本市職員の事務の簡素化及び作業効率の向上を目的とする。

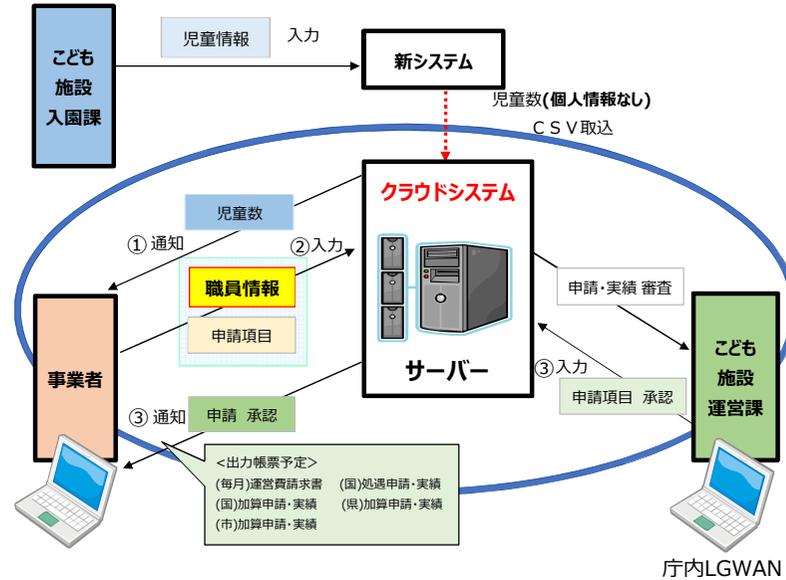
2 クラウドシステムとは

複数の利用者（市と保育施設・事業所）が、インターネットを通じてサーバー（コンピュータ）にアクセスし、外部端末からデータの保管、共有及び利用ができるシステムのこと。

3 現状



4 改善案(クラウドシステム導入)



	事業者	子ども施設運営課(所管課)
●共通項目（児童数、職員情報、申請項目）の入力回数	年40回程度	児童数は、確認のみ。その他は、年6回
●請求事務等の様式	所管課職員が作成	審査回数の削減
●複雑な制度の対応	所管課職員がマニュアル作成	システム内に搭載、所管課職員の作成不要
●請求方法、請求管理方法	すべて、書面	原則、マニュアル作成が不要
●集計データの一括管理	原則、不可。手作業で集計	システム内にエラーチェック機能を搭載
		押印が必要な書面等を除き、電子提出
		集計・管理をシステムで対応
		可能
		可能

5 運用に向けて

<概要>

	保育施設・事業所（事業者）	市川市
利用者	1施設あたり1～2名	子ども施設運営課・入園課
利用場所	各教育・保育施設	自席(庁内PC)
個人情報の項目	施設の職員氏名、生年月日を含む	本市から提供する個人情報は無し

- <セキュリティ対策>
- ・ID及びパスワードによる利用者認証及びワンタイムパスワードの設定
 - ・DMZ（非武装地帯）、ファイアウォール、WAFの実装
 - ・インターネット側から直接データベースにアクセスできない構成
 - ・サーバ機器等の冗長化